

五本松公園基本・詳細設計業務委託仕様書

1. 業務目的：

本業務は、旧福山市体育館跡地及び五本松公園（以下「旧体育館跡地等」という。）における「(仮称)まちづくり支援拠点施設」及び「(仮称)子ども未来館」の整備、並びに「大阪・関西万博シグネチャーパビリオン（いのちの遊び場 クラゲ館）」（以下、「クラゲ館」という。）の誘致に伴い、五本松公園の再整備に向けた基本設計及び詳細設計を行うものである。実施にあたっては、旧体育館跡地等に新たに整備される各施設と意匠的な調和を図るとともに、来園者の利便性に配慮した円滑な動線の確保や、各施設が連携したイベント等の開催を可能とする柔軟な空間構成など、機能的な連携による一体的な空間形成を図る必要がある。

また、当該エリア周辺には「エフピコアリーナふくやま」や「芦田川緑地かわまち広場」、「総合体育館公園」といった集客力の高い施設が集積しており、本市における健康・スポーツを核とした新たな賑わいの拠点となっている。本業務では、これら周辺施設との機能的な役割分担を明確化し、それぞれの特性を相乗的に活かすことで、利用者の利便性および満足度のさらなる向上に寄与する公園運営の基盤を構築することを目指す。

以上の背景および諸条件を適切に踏まえた再整備設計を実現することにより、周辺エリア全体の魅力を高め、回遊性の強化と持続可能な賑わいの創出を図ることを目的とする。

2. 業務対象地：

福山市草戸町五丁目地内
五本松公園及び公園隣接敷地：約 12,300 m²
(五本松公園：約 8,400 m²、公園隣接敷地：約 3,900 m²) ※別図 1
北側交差点部分：約 1,760 m²

3. 業務期間：

後頁の別図 2「整備スケジュール案」に示すとおり下記を想定する。
公園等基本設計・全体調整：2026年（令和8年）7月～12月（6か月）
公園等詳細設計・全体調整：2027年（令和9年）1月～10月（10か月※）

4. 業務内容：

1. 公園等再整備基本設計・全体調整業務

1-1. 五本松公園等 再整備基本設計

公園周辺施設等との一体性やエリア全体の整備の方向性に十分留意して、五本松公園及び公園隣接敷地（以下、五本松公園等という）の再整備に関する以下の基本設計を行う。

① 与条件の細部検討

- ・過年度検討業務である全体配置計画のうち五本松公園等に係る部分の細部検討
- ・五本松公園再整備に係る行政関連計画・法規制・条例等の把握と整理
- ※整備・計画中の周辺建築施設に係る状況の把握と整理
- ・現地詳細調査

② 諸施設の検討および設定

- ・公園再整備に係るランドスケープ・コンセプトの詳細検討と確認
- ・空間構成（ゾーニング）・景観・デザインに関する基本方針の検討と設定
- ・整備・計画中の周辺建築施設との各種調整・検討
- ・整地基本設計（景観形成のための地形デザイン）
- ・公園雨水排水基本設計
- ・公園植栽基本設計
- ・公園舗装基本設計（広場・散策路）
- ・公園修景施設基本設計
- ・公園灌水設備・照明設備基本設計

③ 基本設計図の作成

- ・公園再整備総合基本設計図
- ・公園整地基本設計図（主要断面図を含む）
- ・公園雨水排水基本設計図
- ・公園植栽基本設計図

- ・公園舗装基本設計図（広場・散策路）
- ・公園各種施設基本設計図（ベンチ・水飲み・遊具等）
- ・公園ランドスケープ灌水設備・照明設備基本設計図

④概算工事費の算出

- ・基本設計図に基づく概算数量の算出
 - ・実績および事例に基づく整備グレードの設定
 - ・整備グレード単価に基づく概算工事費の算出
- ※算出に当たっては、上記④で設定した工区毎に行う。

(想定2工区、うち追加分1工区)

注) なお概算工事費算出にあたっては CAD 等による数量計上とし、数量計算書作成は含まない。また単価設定における見積取得は1社とする

⑤基本設計説明書の作成

- ・上記の検討資料・設計図面を説明資料として整理
- 注) 電圧降下計算書および損失水頭計算書作成は含まない

⑥照査

- ・与条件と基本設計内容の整合確認
- ・設計の手法・方法の適正確認
- ・基本設計図・説明資料の内容の適正確認

⑦打合せ等

- ・公園施設移設設計者及び周辺施設関係者との協議（1-3. 全体調整業務に含む）
- ・発注者打合せ（着手時・中間3回・完了時）

⑧関係機関協議

- ・関係機関等との協議（3機関（上水・下水・電気）、1機関あたり3回を想定）
- ・関係機関等との協議用資料作成

⑨パース作成・指示（3D）

- ・パース（3D）の作成
- ※パース（3D）作成時のランドスケープデザインに関する指示・監修

1-2. 北側交差点角歩道等 基本設計

隣接する五本松公園との一体性やエリア全体の整備の方向性に十分留意して、北側交差点角歩道及びそれに隣接する法定外公共物区域（以下、北側交差点角歩道等という）に関する以下の基本設計を行う。

①与条件の細部検討

- ・過年度検討業務の全体配置計画のうち北側交差点角歩道等に係る部分の細部検討
- ・北側交差点角歩道等に係る行政関連計画・法規制・条例等の把握と整理
- ・北側交差点角歩道等における本業務の設計対象外施設に係る状況の把握と整理
- ・整備・計画中の周辺建築施設に係る状況の把握と整理
- ・現地詳細調査

②諸施設の検討および設定

- ・北側交差点角歩道等の整備に係るランドスケープ・コンセプトの詳細検討と確認
- ・空間構成（ゾーニング）・景観・デザインに関する基本方針の検討と設定
- ・整備・計画中の周辺建築施設との各種調整・検討
- ・整地基本設計
- ・雨水排水基本設計（法定外公共物区域のみ）
- ・植栽基本設計
- ・舗装基本設計（広場・散策路）
- ・修景施設基本設計
- ・灌水設備・照明設備基本設計

③基本設計図の作成

- ・北側交差点角歩道等 整備総合基本設計図
- ・北側交差点角歩道等 整地基本設計図（主要断面図を含む）
- ・北側交差点角歩道等 雨水排水基本設計図
- ・北側交差点角歩道等 植栽基本設計図
- ・北側交差点角歩道等 舗装基本設計図（広場・散策路）
- ・北側交差点角歩道等 修景施設基本設計図（ベンチ等）
- ・北側交差点角歩道等 灌水設備・照明設備基本設計図
- ・モニュメント再配置基本設計図

④概算工事費の算出

- ・基本設計図に基づく概算数量の算出
- ・実績および事例に基づく整備グレードの設定
- ・整備グレード単価に基づく概算工事費の算出
注) 概算工事費算出にあたっては CAD 等による数量計上とし、数量計算書作成は含まない。また単価設定における見積取得は1社とする

⑤基本設計説明書の作成

- ・上記の検討資料・設計図面を説明資料として整理
注) 電圧降下計算書および損失水頭計算書作成は含まない

⑥照査

- ・与条件と基本設計内容の整合確認
- ・設計の手法・方法の適正確認
- ・基本設計図・説明資料の内容の適正確認

1-3. 概略工程計画と工区割の検討 (基本設計段階)

①概略工程計画と工区割の検討

- ・発注者及び関係者と協議の上、事業スケジュールに整合した概略工程計画の立案
- ・工程計画に合わせた工区割の検討

② 概算工事費の算出 (工区割増分)

- ・各工区の概算工事費の算出
- ・算出に当たっては、上記①で設定した工区毎に行う。
(想定2工区)

1-4. 全体調整業務 (基本設計段階)

①全体配置計画の調整

- ・過年度検討業務における全体配置計画の深度化 (各施設設計図の統合、調整等)
- ・全体の自動車および歩行者動線およびデザインの調整
- ・交通計画の調整

②関係者調整会議の企画運営

- ・庁内各課および民間事業者相互の連絡調整会議の運営
- ・各施設設計主体相互のデザイン調整会議の運営

③関係者協議支援

- ・説明資料等の作成 (ラフパース等含む)

2. 公園等再整備詳細設計・全体調整業務

2-1. 五本松公園等 再整備詳細設計

周辺施設等との一体性やエリア全体の整備の方向性に十分留意して、五本松公園等の再整備に関する以下の詳細設計を行う。なお、発注者との協議により工区に分けた成果品を作成するとともに、先行工区については業務期間の途中において成果品の提出を求めることがある。

①与条件の確認および細部調査

- ・基本設計段階からの与条件の変更有無や基本設計時の課題の確認
- ・整備・計画中の周辺建築施設に係る状況の把握と整理
- ・適用する設計基準や設計条件の確認
- ・詳細設計レベルの細部確認が必要な個所に係る現地詳細調査

②詳細設計の検討

- ・基本設計に基づく、検討与条件の変更や詳細調査の結果をふまえた修正方針の検討
- ・整備・計画中の周辺建築施設との各種調整・詳細検討
- ・基本設計の修正方針に基づく、以下に関する検討及び設定
 - ・設計内容の総合的な意匠性・独自性
 - ・設計内容の安全性・機能性
 - ・設計内容の施工性・市場性・維持管理性
- ・上記を総合化し、詳細設計方針として定める

③詳細設計図の作成

- ・公園再整備 総合詳細設計図
- ・公園整地詳細設計図 (主要断面図を含む)
- ・公園雨水排水詳細設計図
- ・公園植栽詳細設計図
- ・公園舗装詳細設計図 (広場・散策路)

- ・公園各種施設詳細設計図（ベンチ・水飲み・遊具）
- ・公園ランドスケープ灌水設備・照明設備詳細設計図

④数量計算

- ・詳細設計図に基づく施工数量・材料数量の算出

⑤概算工事費の算出

- ・刊行物単価や見積り徴収に基づく単価設定
- ・数量と単価に基づく概算工事費の算出
- 注) 単価設定における見積取得は3社とする
- 注) 特別調査対応は含まない

⑥詳細設計説明書の作成

- ・上記の検討資料・設計図面を説明資料として整理
- 注) 流量計算書、電圧降下計算書、損失水頭計算書、構造計算書等各種計算書の作成を含む

⑦照査

- ・与条件と詳細設計内容の整合確認
- ・設計の手法・方法の適正確認
- ・詳細設計図・数量計算の内容の適正確認

⑧打合せ等

- ・公園施設移設計者及び周辺施設関係者との協議（2-3. 全体調整業務に含む）
- ・発注者打合せ（着手時・中間6回・完了時）

⑨関係機関協議

- ・関係機関等との協議（3機関（上水・下水・電気）、1機関あたり3回を想定）
- ・関係機関等との協議用資料作成

2-2. 北側交差点角歩道等 詳細設計

隣接する五本松公園との一体性やエリア全体の整備の方向性に十分留意して、北側交差点角歩道等に関する以下の詳細設計を行う。なお、発注者との協議により工区に分けた成果品を作成するとともに、先行工区については業務期間の途中において成果品の提出を求めることがある。

①与条件の確認および細部調査

- ・基本設計段階からの与条件の変更有無や基本設計時の課題の確認
- ・整備・計画中の周辺建築施設に係る状況の把握と整理
- ・適用する設計基準や設計条件の確認
- ・詳細設計レベルの細部確認が必要な個所に係る現地詳細調査

②詳細設計の検討

- ・基本設計に基づく、検討与条件の変更や詳細調査の結果をふまえた修正方針の検討
- ・整備・計画中の周辺建築施設との各種調整・詳細検討
- ・基本設計の修正方針に基づく、以下に関する検討及び設定
 - ・設計内容の総合的な意匠性・独自性
 - ・設計内容の安全性・機能性
 - ・設計内容の施工性・市場性・維持管理性
- ・上記を総合化し、詳細設計方針として定める

③詳細設計図の作成

- ・北側交差点角歩道等 総合詳細設計図
- ・北側交差点角歩道等 整地詳細設計図（主要断面図を含む）
- ・北側交差点角歩道等 雨水排水詳細設計図
- ・北側交差点角歩道等 植栽詳細設計図
- ・北側交差点角歩道等 舗装詳細設計図（広場・散策路）
- ・北側交差点角歩道等 修景施設詳細設計図（ベンチ等）
- ・北側交差点角歩道等 灌水設備・照明設備詳細設計図
- ・モニュメント再配置詳細設計図

④数量計算

- ・詳細設計図に基づく施工数量・材料数量の算出

⑤概算工事費の算出

- ・刊行物単価や見積り徴収に基づく単価設定

- ・数量と単価に基づく概算工事費の算出
(算出に当たっては、上記④で設定した工区毎に行う。(想定2工区))
注) 単価設定における見積取得は3社とする
注) 特別調査対応は含まない

⑥詳細設計説明書の作成

- ・上記の検討資料・設計図面を説明資料として整理
注) 流量計算書、電圧降下計算書、損失水頭計算書、構造計算書等各種計算書の作成を含む(当該計算書を必要とする施設がある場合)

⑦照査

- ・与条件と詳細設計内容の整合確認
- ・設計の手法・方法の適正確認
- ・詳細設計図・数量計算の内容の適正確認

2-3. 工程計画と工区割の詳細検討

①工程計画と工区割の詳細検討

- ・発注者及び関係者と協議の上、事業スケジュールに整合した詳細工程計画の立案
- ・工程計画に合わせた工区割の検討

②数量計算(工区割増分)

- ・各工区の数量計算書の作成
- ・算出に当たっては、上記①で設定した工区毎に行う。
(想定2工区)

③概算工事費の算出(工区割増分)

- ・各工区の概算工事費の算出
- ・算出に当たっては、上記①で設定した工区毎に行う。
(想定2工区)

2-4. 全体調整業務(詳細設計段階)

①関係者調整会議の企画運営

- ・庁内各課および民間事業者相互の連絡調整会議の運営
- ・各施設設計主体相互のデザイン調整会議の運営

②関係者協議支援

- ・説明資料等の作成

5. 留意事項:

本業務と並行して、計画・設計・工事等が実施される予定となっている、大阪・関西万博パビリオン「いのちの遊び場 クラゲ館」のリニューアル施設の公園内移設や(仮称)子ども未来館及び、供用が開始される(仮称)まちづくり拠点支援施設の関係各課、および設計業務受託者等と綿密に打合せを行い、相互に十分な意思疎通を図ることによって、本業務の成果品が計画地全体として一体的で魅力的な空間を形成する内容となるよう、留意すること。

6. 成果品:

受注者が発注者に納品する成果品は以下のものを想定しているが、具体的な成果品の体裁及び部数等については協議の上、決定するものとする。

また、発注者の指示により、五本松公園に関する一部の成果品と北側交差点角歩道等の一部の成果品を合わせて、一つの成果品として提出を求めることがあるほか、詳細設計の成果品のうち先行工区に係る成果品については業務期間の途中において成果品の提出を求めることがある。

なお、提出する電子データについては事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

6-1. 公園等再整備基本設計・全体調整業務

6-1-1. 五本松公園等 再整備基本設計

- (1) 五本松公園等 再整備基本設計 説明書
- (2) 五本松公園等 再整備基本設計 各種図面
- (3) 五本松公園等 再整備基本設計 各種計算書

- (4) 五本松公園等 再整備基本設計 概算工事費
- (5) 打合せ記録簿
- (6) その他関係資料
- (7) 上記の電子データ一式（編集可能な形式で提出すること）

6-1-2. 北側交差点角歩道等 基本設計

- (1) 北側交差点角歩道等 舗装・植栽・施設基本設計 説明書
- (2) 北側交差点角歩道等 舗装・植栽・施設基本設計 各種図面
- (3) 北側交差点角歩道等 舗装・植栽・施設基本設計 各種計算書
- (4) 北側交差点角歩道等 舗装・植栽・施設基本設計 概算工事費
- (5) 打合せ記録簿
- (6) その他関係資料
- (7) 上記の電子データ一式（編集可能な形式で提出すること）

6-1-3. 全体調整業務（基本設計段階）

- (1) 全体配置計画に係る各種検討資料 一式
- (2) 関係者調整会議 各回資料
- (3) 関係者調整会議 議事録
- (4) 打合せ記録簿
- (5) その他関係資料
- (6) 上記の電子データ一式（編集可能な形式で提出すること）

6-2. 公園等再整備詳細設計・全体調整業務

6-2-1. 五本松公園等 再整備詳細設計

- (1) 五本松公園等 再整備詳細設計 説明書
- (2) 五本松公園等 再整備詳細設計 各種図面
- (3) 五本松公園等 再整備詳細設計 数量計算書
- (4) 五本松公園等 再整備詳細設計 各種計算書
- (5) 五本松公園等 再整備詳細設計 概算工事費
- (6) 打合せ記録簿
- (7) その他関係資料
- (8) 上記の電子データ一式（編集可能な形式で提出すること）

6-2-2. 北側交差点角歩道等 詳細設計

- (1) 北側交差点角歩道等 詳細設計 説明書
- (2) 北側交差点角歩道等 詳細設計 各種図面
- (3) 北側交差点角歩道等 詳細設計 数量計算書
- (4) 北側交差点角歩道等 詳細設計 各種計算書
- (5) 北側交差点角歩道等 詳細設計 概算工事費
- (6) 打合せ記録簿
- (7) その他関係資料
- (8) 上記の電子データ一式（編集可能な形式で提出すること）

6-2-3. 全体調整業務（詳細設計段階）

- (1) 関係者調整会議 各回資料
- (2) 関係者調整会議 議事録
- (3) 打合せ記録簿
- (4) その他関係資料
- (5) 上記の電子データ一式（編集可能な形式で提出すること）

7. その他：

- (1) 本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。なお、契約約款及び本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議し実施すること。
- (2) 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のあるときも同様とする。
- (3) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (4) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (5) 本業務の受託者が、福山市土木設計業務委託等委託契約約款の定めに基づき、発注者の承諾を得て、本委託業務の成果物及び成果物に基づき整備された対象施設のデザインについて公表する際のクレジットは本業務の受託者のみに帰属するものとする。

【参考】福山市土木設計業務委託等委託契約約款（抜粋）

（著作権の譲渡等）

第5条 受注者は、成果物（第37条第1項の規定により準用される第31条に規定する指定部分に係る成果物及び第37条第2項の規定により準用される第31条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条及び第7条の2において同じ。）が著作権法（昭和4

5年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下本条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した名前を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、**成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)**が著作物に該当するとしなにかかわらず、**発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。**

5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

- (6) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (7) 受注者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (8) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務完了後も同様とする。
- (9) 発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。

図1：業務対象区域図

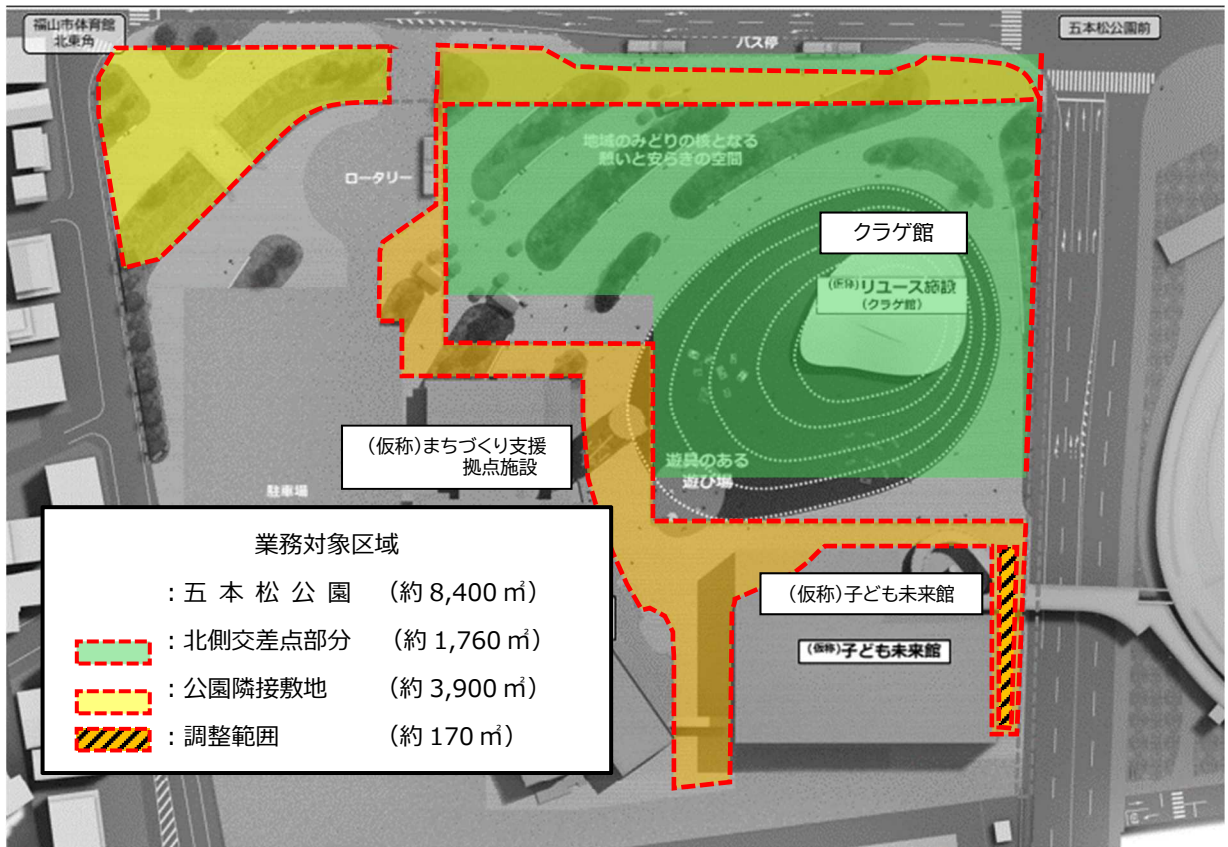
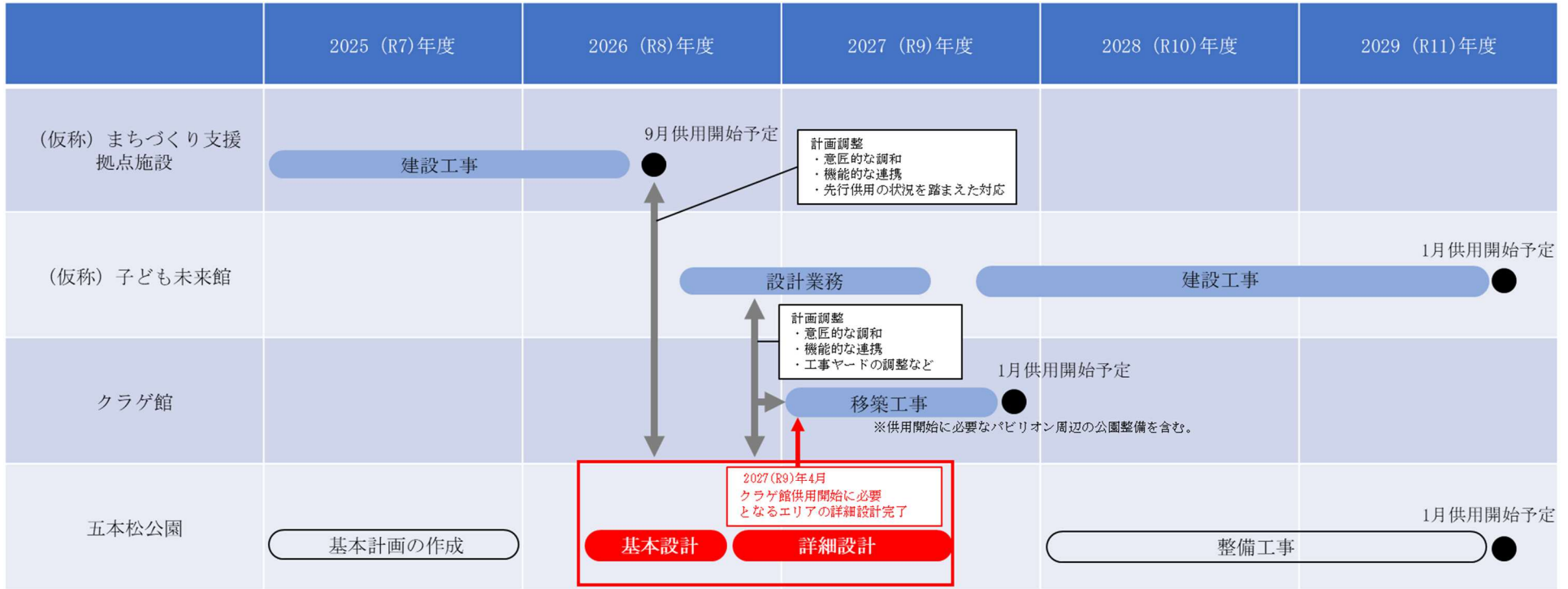


図2：整備スケジュール



【委託期間】
2026 (R8)年7月～2027 (R9)年10月29日